

事務連絡
令和2年5月7日

関係各位

神戸市港湾局長

神戸市港湾局の出務体制について

5月4日、「改正新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づき、全都道府県を対象に「緊急事態措置を実施すべき期間」が5月31日（当初は5月6日）まで延長され、兵庫県を含む特定警戒都道府県においては、引き続き8割程度の接触機会の削減に向けた取組みを行うこととなりました。

つきましては、神戸市港湾局においても、緊急事態措置の期間中は、引き続き概ね7割程度の職員を在宅勤務にするなど出勤者数の削減を図るとともに、新型コロナウイルス対策に関連しない対外的な会議や会合の開催、出席は原則として控えさせていただきますので、ご理解ご協力をお願いいたします。

市民・事業者の皆様におかれましては、これまでの感染拡大防止のための取組みに感謝申し上げますとともに、引き続きこれまでの取組みを継続していただきますようお願い申し上げます。